

大阪市告示第824号

大阪市立斎場条例（昭和24年大阪市条例第31号。以下「条例」という。）第14条の規定により、指定管理者の指定の申請について次のとおり公告する。

令和7年6月12日

大阪市長 横山英幸

1 担 当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1

あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部施設管理課（斎場・霊園）

電話 06-6630-3137

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称 大阪市立葬祭場（以下「葬祭場」という。）

所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋4-19-115

(2) 業務の範囲

ア 葬祭場の使用許可に関すること

イ 建物及び附属設備の維持保全に関すること

ウ その他葬祭場の管理に関すること

(3) 管理の基準

ア 休場日

1月1日

イ 休場日の変更

葬祭場の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時の休場日を定めることができる。

ウ 個人情報の保護

葬祭場は公の施設のため、本業務に伴い取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に定めるところにより取り扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格をすべて満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）が申請することができる。個人での申請はできない。

(1) 法人等に関する要件

ア 条例第16条の規定に該当していないこと

イ 直近3年度において、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定している欠格条項に該当していないこと

エ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと

オ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと

カ 指定申請団体の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと

キ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の決定又は民事再生法（平成11年

法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)

(2) 連合体に関する要件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等(以下「代表法人等」という。)を選定し、代表法人等が諸手続を行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと

ウ 連合体の構成団体(代表法人等を含む。)間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、本市との調整窓口として責任を持つこと

エ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

(3) 連合体の構成団体(代表法人等を含む。)に関する要件

ア 各構成団体のいずれもが上記(1)の要件を満たすこと

イ 本募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第17条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の交付場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の交付方法

令和7年6月10日(火)から同年8月12日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時30分から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで、上記1において無償により交付する。また、環境局のホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参又は送付により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記 1 に同じ

ウ 添付書類

- ① 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- ② 役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- ③ 決算書類（監査報告書等）の写し
- ④ 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- ⑤ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ⑥ 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑦ 条例第16条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- ⑧ 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度の葬祭場の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- ⑨ 葬祭場の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類
- ⑩ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日において発行から 3 か月以内のもの）
- ⑪ 本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書（直近 3 年度分。提出日において発行から 3 か月以内のもの）
- ⑫ 連合体結成に係る協定書又はこれに相当する書類
- ⑬ 障がい者雇用状況報告書の写し若しくは障がい者雇入れ計画書

※法人等によっては、上記以外に必要な書類があります。

エ 受付期間

令和7年8月5日（火）午前9時30分から同年8月12日（火）午後5時まで

受付時間は午前9時30分から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで

5 その他

- (1) 条例第16条各号のいずれかに該当する法人等のした指定申請は、無効とする。
- (2) 指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること
- (3) 指定手続において使用する言語 日本語
- (4) 詳細は募集要項による。

（環境局総務部施設管理課）